

令和元年8月2日

# まちづくり委員会資料

## 陳情の審査

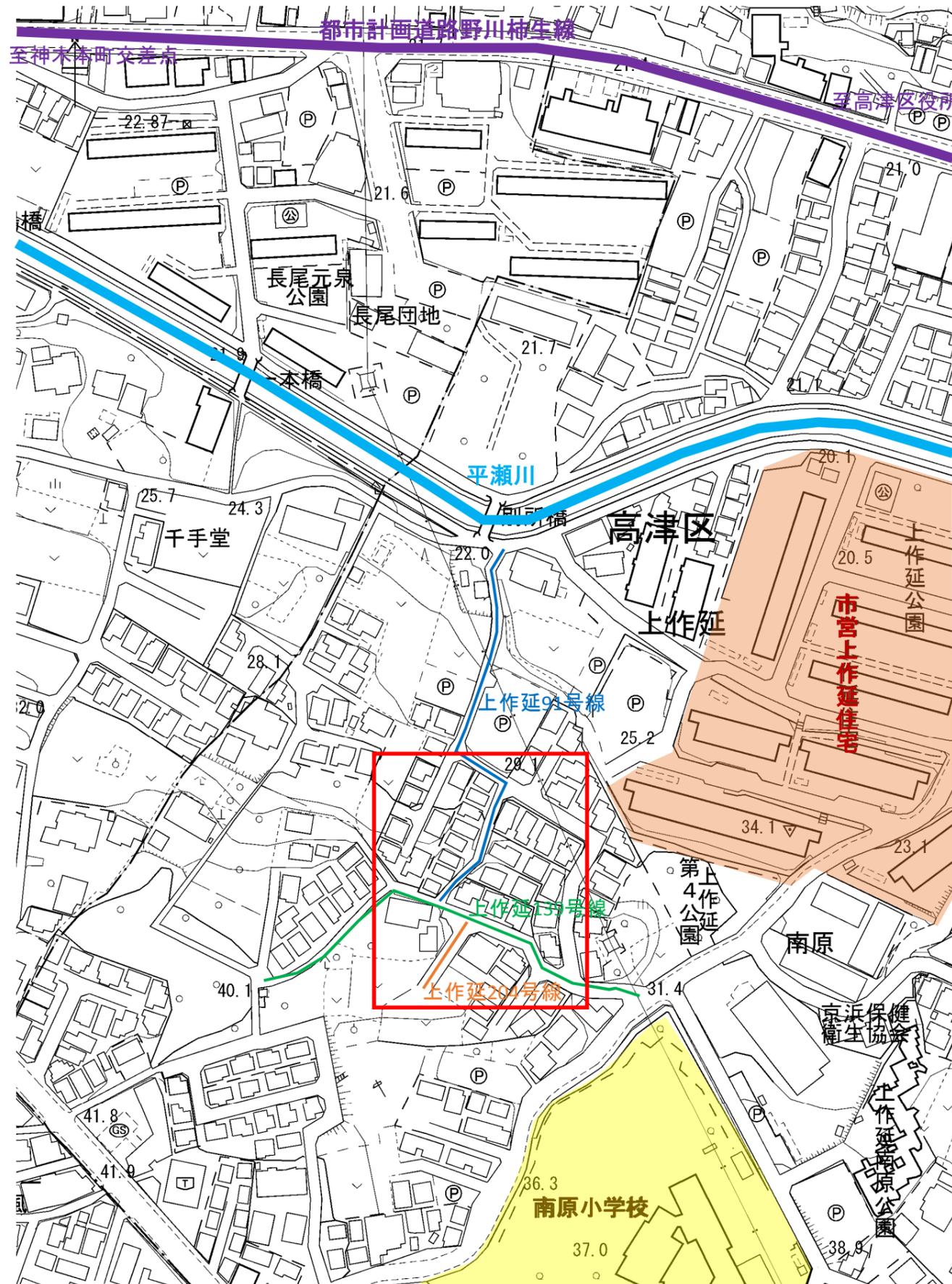
陳情第11号 農地法第5条届書の処理と宅地造成  
42条1項1号・2号、2項道路に  
関する陳情

- |     |           |
|-----|-----------|
| 資料1 | 案内図       |
| 資料2 | 現地の状況     |
| 資料3 | 農地の転用について |
| 資料4 | 宅地造成事業の状況 |
| 資料5 | 接道の状況     |

まちづくり局

# 案内図

資料1



# 現地の状況



地名地番：高津区上作延752番地ほか  
地域地区等：第一種低層住居専用地域(80/50)、  
宅地造成工事規制区域

# 農地の転用について

## 資料 3

- ◎ 市街化区域内にある農地を農地以外にする場合は、農地法第5条第1項第6号によりあらかじめ農業委員会に届け出るようになっていきます。

### 農地法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにする 것을規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（略）

七 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）をいう。）内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（略）

六 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

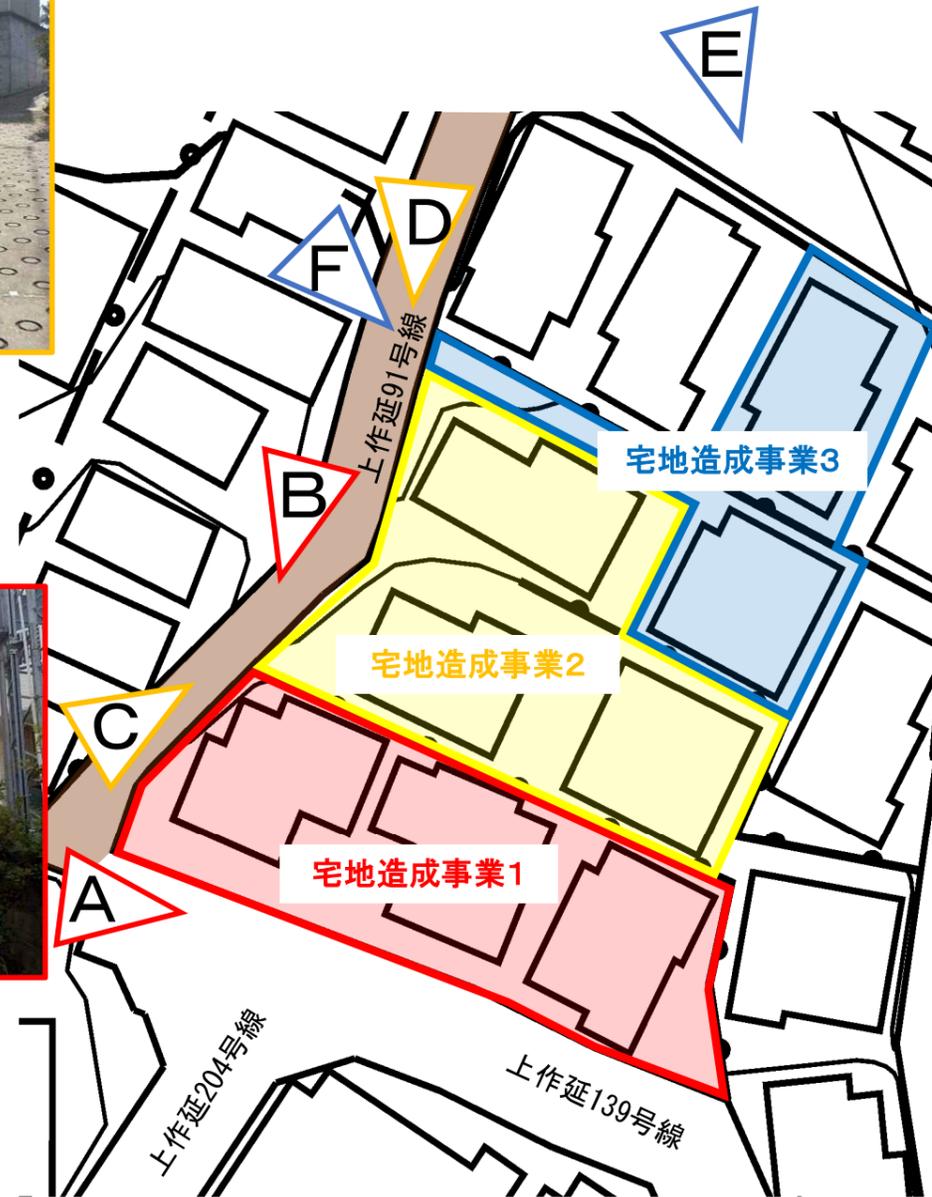
# 宅地造成事業の状況



宅地造成事業2



宅地造成事業1



宅地造成事業3

## 宅地造成事業の概要

	宅地造成事業1	宅地造成事業2	宅地造成事業3
申請者	(株)成建トーワ	(株)成建トーワ	(株)成建
区域面積	400.67㎡	431.79㎡	278.30㎡
宅造法許可年月日	平成20年12月1日	平成21年6月12日	平成22年11月17日
検査済証交付年月日	平成21年2月5日	平成21年9月1日	平成23年1月6日



# 接道の状況



開発許可(H16年)により整備した道路  
(建築基準法第42条第1項第1号道路)

